

議案第15号

三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領の一部を改正する教育委員会訓令（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
第1～第3 略	第1～第3 略
第4 実施の方法	第4 実施の方法
1 事前の準備	1 事前の準備
(1) 健康診断の実施に当たっては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第5条に規定する学校保健安全計画により、校長は、担当教職員、学校医、学校歯科医等と十分に協議し、規則第7条第8項の実施手順に基づいて、計画的、能率的な実施計画を立て、学校行事として集中的、総合的、組織的に行う。	(1) 健康診断の実施に当たっては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第5条に規定する学校保健安全計画により、校長は、担当教職員、学校医、学校歯科医等と十分に協議し、規則第7条第9項の実施手順に基づいて、計画的、能率的な実施計画を立て、学校行事として集中的、総合的、組織的に行う。
(2)～(5) 略	(2)～(5) 略
2～3 略	2～3 略
第5～第8 略	第5～第8 略